

令和7年度景観審議会（第1回広告物部会）議事録要旨

日時：令和7年8月12日（火）15:00～16:00

場所：兵庫県中央労働センター 1階 小ホール

1 出席者

委員定数9名全員の出席で、定足数に達していることから、部会は成立した。

2 議事録署名委員

井野委員を指名した。

3 議事（要旨）

東播磨道の供用区間延長に伴う規制区域の指定案について事務局より説明し、審議を行った。

部会長： 東播磨道の延伸部分について、第3種禁止地域等の規制をかけるという内容であるが、各委員から意見を聞きたい。

委員： 自家用広告物であれば禁止地域でも掲出可能であるとのことだが、一般の広告物と何が違うのか。

また、誘導看板との違いも教えてほしい。

事務局： そこに存在する店舗などの、自身の情報を示しているものを、自家用広告物と表現しており、ある程度必要な情報を示せるようにしているものである。それ以外の場所に宣伝として設置しているのは、一般の広告物である。

矢印等で何キロ先に店舗があるという案内は、案内誘導広告物として取り扱っている。ただし、許可申請において10キロ以内の範囲での案内という制限はある。

委員： お伺いしたいことがある。

1点目、東播磨道の既設道路のランプの周辺にはどのくらい広告が出ているのか。

2点目、開通予定の4.4kmのうち、新たな禁止地域の指定は少しの部分だけということだが、道路の形状などから考えると小野ランプの一番北側の部分に、広告の需要が出てくるのではないかと思うが、そのあたりにどの程度広告が掲出されると想定しているのか。

3点目、これから掲示されるとすれば、周辺工場の自家用広告が予想され、屋上などにも設置されるのではないかなと思うが、どの程度掲出されると想定しているのか。

事務局： 現状のランプでの広告の掲出件数は、事務局では把握できていない。想定としては、事務局の方で現地調査を行ったところ、現況で沿道に広告の掲出は少ない印象であり、新たな掲出も少ないのではないかと考えている。

委員： 影響は無いだろうと思うが、こういったことを考える時には、既設の状況があれば、それとの兼ね合いや比較を提示すれば分かりやすいと思い、質問をした。

部会長： 既設道路の状況と比較すれば分かりやすいとの意見ありがとうございます。また、事務局としては広告物の掲出の想定をしづらいとのことだが、今後同様の案件があれば、近い事例をご紹介していただければと思う。
ちなみに、今後もよく似た事案は出てくるのか。

事務局： 現時点では、禁止地域の新たな指定は想定していない。

委員： 観光地などでは、ランプを降りた所にたくさんの看板が重なっているところがあるが、例えば東播磨道のランプ付近に誘導看板を何枚も掲出することは可能なのか。それとも、いくらか離さなければならないとか何か規制はあるのか。

事務局： 集合看板としてある程度同じ箇所で様々な種類の看板を出せるような許可制度を設けている。ただしその場合は、ひとつひとつの看板の大きさを通常より抑えていただき、集合看板として認めている状況である。また、全体の大きさの上限も設けている。

委員： 景観上どうなのかなと思ったりするが、如何か。

事務局： 実際は少し違反ではないかといった場所もあるが、市町の方で違反対策に取り組んでいる。

委員： 道路の供用開始が1ヶ月半後に迫っているが、審議会の開催時期は遅くないのか。また、現地調査において、現在ある広告物については、支障あるものは確認できなかったと示されているが、今後違反の広告物が出されれば、定期的にチェックをしたり、指導したりするのか。

事務局： まず、今回の開催時期について、規制をかけるためには道路として供

用されてからとなっているため、道路部局との調整のうえ、供用開始時期を見据えてこの時期の開催となった。

次に、禁止地域として指定した以降に、許可を受けずに掲出される可能性もあるため、各市町も含めて毎年、屋外広告物適正化旬間である9月に「屋外広告物適正化パトロール」をしているが、パトロールにより違反の掲出が確認された場合、違反指導を行うこととなる。

指定以前に掲出している広告物がある場合は、条例上、経過措置を設けており、張り紙程度の広告物であれば1年以内の経過措置、堅固な広告物は5年以内の経過措置があるので、その期間に対応していただくこととなる。

委員： 広告物によって同じ場所で交通事故が何度も起こっている場合があれば、違反指導よりも強制指導ができないものか。例えば、看板を見て逆走などが起こることや、もし事故が多発されるようなことがあれば、強制的な措置ができるようなことを設けられてはどうかと考える。市町の方も指導されたりしていると思うが、こういったことがあれば、事業者に対して難しい対応が続くと思うので、兵庫県警にご協力をしていただき、事故との因果関係が分かれば、少し厳しく撤去などの何かの措置を準備しておけば、現在の社会情勢に合うと考える。

事務局： 条例上では許可基準に適合している広告物について直接的な命令は難しいが、そのような懸念事項について指導するということは考えていきたい。

部会長： ほかに意見がないため、答申案のとおり答申することによろしいか。

各委員： 異議なし

部会長： 答申案を認めることとする。

以上